

精神障がい者等向け実践能力習得訓練コース受託先企業開拓業務仕様書

1 目的

就職を希望する精神障がい者等の特性を踏まえた効果的な職業訓練の受講を促進し、就職につなげるために、三重県障がい者委託訓練事業における実践能力習得訓練コース（事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練の一種：以下「委託訓練」という。）の受託企業の開拓や訓練計画作成から実施までを、三重県障がい者職業訓練コーディネーター等と連携して支援する。

2 契約期間

契約日から令和4年3月10日（木）まで

3 業務内容

上記1の目的を達成するために、主に次の業務を三重県雇用対策課及び県内公共職業安定所等と連携して行い、対象者（求職中の精神障がい者等及び特別支援学校等の卒業年度の生徒で就職を希望する者等）を委託訓練の受講に結びつけ、就職に向けた支援を行う。

（1）訓練受託企業（以下「委託先」という。）の開拓

- ア 企業等への訪問等による障がい者委託訓練制度の周知及び利用勧奨
- イ 精神障がい者等の委託訓練の実施等に関する助言
- ウ 委託訓練が実施されるよう公共職業安定所への誘導

（2）訓練カリキュラムのコーディネート、進捗状況の把握及び助言

- ア 受講を希望する精神障がい者等の状況の把握及び委託先との協議による訓練カリキュラムのコーディネート
- イ 委託訓練が迅速かつ効果的に実施できるよう、三重県の障がい者職業訓練コーディネーター等と連携した委託先に対する事務手続きの支援及び関係機関との連絡調整
- ウ 委託訓練の進捗状況及び受講者の技能習得状況の把握並びに委託先及び受講者への助言

（3）その他

医療・保健・福祉・教育等関係機関との情報収集・連絡調整など、委託訓練の円滑な運営に資するために必要と認められる業務

[対象地域]

三重県内全域

[訓練実施数]

10件

4 提出書類

本業務が完了した時は、業務の実績をまとめた事業報告書に経費台帳等を添えて、契約期間満了日に正副1部提出すること。

5 委託費

(1) 委託費の返還

委託先機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を県に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(2) 委託費の減額

訓練実施数が10件に満たない場合は、協議により委託費の減額を行う。

(3) 委託費の支払い

委託料は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、概算払いをすることができるものとする。

6 受託上の留意点

(1) 県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。

(3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(5) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存が必要である。

(6) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守し、県に帰属する。

(7) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(8) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

(9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

① 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

② 県は、受注者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

7 その他

事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。